

# 第1回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 7月20日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 5年 7月20日(木) 9時45分～10時54分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 選挙第1号 会長の選挙
- 日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙
- 日程第5 議席の指定
- 日程第6 部会委員の選任
- 日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会员に会長就任の件
- 日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

---

●欠席委員

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

---

●議事録署名委員

3番 中捨 雅裕 4番 嶋崎 敏文

(9時45分 開会)

---

○事務局長（藤野） 修礼を行いますので、ご起立をお願いします。「よろしく申し上げます」ご着席下さい。本日は、任命後初めての農業委員会総会でございます。本来ですと、招集者として手島町長がご挨拶するところではありますが、先ほど任命式の中でご挨拶を頂いておりますので、省略し、進めさせていただきます。

それでは、事務局職員並びに農業委員の紹介を行います。まず、事務局職員から自己紹介で初めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【局長→係長→係】

続けて、委員の皆さんも順に自己紹介をお願いします。

【仮議席順に自己紹介】

ありがとうございました。

本日の出席委員は全員の17名でございます。ただ今から、第1回農業委員会総会が開催となりますが、本総会は任命後、初めての開催でございます。会長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席委員の中で年長の委員が仮議長の職務を行うことになっております。年長の廣江委員をご紹介します。廣江委員、議長席へお越してください。

○仮議長（廣江委員） ただ今、ご紹介を頂きました廣江です。地方自治法第107条の規定を準用し、会長選挙が終わるまでの間、仮議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今から、第1回農業委員会総会を開催いたします。これから、本日の会議を開きます。議事日程に従って取り進めます。

---

### ●日程第1 仮議席の指定

○仮議長（廣江委員） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、芽室町農業委員会会議規則運用規程第3条の規定により、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

---

### ●日程第2 議事録署名委員の指定

○仮議長（廣江委員） 日程第2 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則運用規程第13条第2項に規定する議事録署名委員に1番 中捨委員、2番 嶋崎委員を指名いたします。

---

### ●日程第3 選挙第1号 会長の選挙

○仮議長（廣江委員） 日程第3 選挙第1号 会長の選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、17名であります。次に、立会人を指名します。3番 野澤委員、4番 盛田委員を指名します。投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に投票用紙を配布】

○仮議長（廣江委員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○仮議長（廣江委員） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○仮議長（廣江委員） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○仮議長（廣江委員） これから、投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に行い、向かって左側から投票を行います。

○事務局長（藤野） それでは、点呼を行います。

【委員名点呼】

○仮議長（廣江委員） 投票漏れはありますか。

【なし・・・との声】

○仮議長（廣江委員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。野澤委員、盛田委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○仮議長（廣江委員） それでは選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票16票、無効投票1票、有効投票のうち島部委員16票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第7項の規定により有効投票数の4分の1以上となっております。したがって、島部委員が会長に当選しました。ただ今、会長に当選されました島部委員がおられます。芽室町農業委員会規則運用規程第4条第8項の規定により、当選の告知をします。では島部委員から、会長就任のご挨拶を頂きます。

○16番（島部委員） 一言ご挨拶をさせていただきます。【挨拶】

○仮議長（廣江委員） ただ今、新会長が決まりましたので、これで仮議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで 暫時休憩といたします。

---

10時07分 休憩

10時08分 再開

---

●日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙

○議長（島部会長） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。日程第4 選挙第2号 会長職務代理者選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、17名であります。次に、立会人を指名します。5番、山川委員、6番、小林委員を指名します。投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に 投票用紙を配布】

○議長（島部会長） 投票用紙の配布漏れはありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○議長（島部会長） 異常なしと認めます。念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○議長（島部会長） これから、投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に向かって左側から投票を行います。

○事務局長（藤野） それでは、点呼を行います。

【委員名点呼】

○議長（島部会長） 投票漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。山川委員、小林委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○議長（島部会長） 選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票数16票、無効投票1票、有効投票のうち平林委員が16票、無効票1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第7項の規定により有効投票数の4分の1以上となっております。したがって、平林委員が会長職務代理者に当選されました。ただいま、会長職務代理に当選されました平林委員がおられます。芽室町農業委員会規則運用規程第4条第8項の規定により、当選の告知をします。それでは、平林委員から、会長職務代理就任のご挨拶を頂きます。

○15番（平林委員） 【挨拶】

---

## ●日程第5 議席の指定

○議長（島部会長） 日程第5 議席指定の件を行います。議席は、農業委員会会議規則第7条及び芽室町農業委員会会議規則運用規程第6条により議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（藤野） 1番 会長、島部委員、2番 会長職務代理者 平林委員、3番 中捨委員、4番 嶋崎委員、5番 野澤委員、6番 盛田委員、7番 山川委員、8番 小林委員、9番 土屋委員、10番 松久委員、11番 珠玖委員、12番 鳥本委員、13番 高橋委員、14番 栗野委員、15番 廣江委員、16番 道下委員、17番 横溝委員、以上です。

○議長（島部会長） ただいま、朗読したとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、指定の席にお着き頂きたいと思えます。暫時休憩といたしますので、この間に議席の移動をお願いいたします。

---

10時24分 休憩

10時25分 再開

---

## ●日程第6 部会委員の選任

○議長（島部会長） 休憩を取り消し、会議を再開します。日程第6 各部会委員選任を行います。部会委員の選任については、芽室町農業委員会規則第11条第1項の規定により 会長が指名いたします。

○議長（島部会長） それでは、農地部会から指名させていただきたいと思います。平林委員、中捨委員、野澤委員、小林委員、鳥本委員、高橋委員、栗野委員、横溝委員です。つづきまして農政部会を指名いたします。島部委員、嶋崎委員、盛田委員、山川委員、土屋委員、松久委員、珠玖委員、廣江委員、道下委員であります。以上のとおり、指名したいと思います。異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認めます。したがって、2部会の委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。これより10時50分まで休憩といたしますので、この間に部会を開催していただき、芽室町農業委員会規則第11条第2項の規定により、正副部会長の互選をしていただき事務局長まで氏名の報告をお願いします。なお、農地部会は3階の説明員室で、農政部会は当会場で開催します。それでは、休憩といたします。

---

10時28分 休憩

10時50分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩を取り消し、会議を再開します。それでは、各部会で選出された部会長・副部会長の報告を事務局長から行います。

○事務局長（藤野） それでは報告いたします。農地部会部会長に横溝委員、副部会長に小林委員。農政部会部会長に道下委員、副部会長に山川委員となりました。以上です。

○議長（島部会長） ただいま報告がありましたが、この件については 各部会委員の互選ということになっておりますので、報告のとおりとさせていただきます。

## ●日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件について

○議長（島部会長） 日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件を議題といたします。それでは、事務局説明願います。

○事務局長（藤野）

【事務局長説明】

○議長（島部会長） ただいま、事務局長から説明がありましたが ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、一般社団法人北海道農業会議の普通会員に、私が就任するこ

といたします。

---

●日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

○議長（島部会長） 次に、日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員の件を議題といたします。それでは、事務局説明願います。

○事務局長（藤野） 芽室町農業後継者対策推進委員会の規約により、農業委員会からは、会長・会長職務代理者・部会長2名が委員となる旨規定されております。

○議長（島部会長） ただいま、事務局長から説明がありましたが ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、芽室町農業後継者対策推進委員会の役員につきましては、局長の説明のとおりとすることといたします。以上をもちまして、本日の総会に提案した議案の審議は全て終了いたしました。

---

（10時54分 閉会）



以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 7月20日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員